

資 料 提 供

令和6年8月30日

課 名 医療介護基盤課

担 当 者 加川

内 線 3061

直通電話 082-513-3056

令和6年度第1回広島県医療審議会医療法人部会の審議結果について

この部会の審議結果については、次のとおりです。

1 日時

令和6年8月27日（火）14時～

2 場所

県庁北館3階 第5委員会室

3 審議事項

次のとおり

○ 医療法人の設立等について

医療法人の設立、解散及び合併認可について承認した。（別紙）

- ・ 設立認可 13 法人（医科9、歯科4）
- ・ 解散認可 6 法人（医科5、歯科1）
- ・ 合併認可 1 法人（医科1）

広島県医療審議会医療法人部会 委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	職名	出欠
委員	きたはら かなこ 北原 加奈子	広島県健康福祉局長	出
	きつかわ まさや 吉川 正哉	広島県医師会副会長	出
	なかもと たかし 中本 隆志	広島県議会議長	出
	まつむら まこと 松村 誠	広島県医師会会長	出
	やまさき けんじ 山崎 健次	広島県歯科医師会会長	出
	わかばやし しんいち 若林 伸一	広島県医療法人協会会長	出
専門委員	もりもと すすむ 森本 進	広島県歯科医師会副会長	出

令和6年度第1回広島県医療審議会医療法人部会 認可等一覧

別紙

設 立					
No.	所管(保健所名)	区分	設立する医療法人名	設立代表者	主たる事務所の所在地
1	県(西部保健所広島支所)	歯	医療法人甲元歯科医院	甲元 欣治	安芸郡府中町浜田二丁目2番16号
2	県(西部保健所広島支所)	医 ※	医療法人やまと会	高原 大輔	安芸郡府中町桃山一丁目4番18号3階
3	県(西部保健所広島支所)	医 ※	医療法人あおい会	蔭地 啓市	安芸郡海田町南大正町3-25
4	県(西部保健所広島支所)	医 ※	医療法人きらきらこどもクリニック	林 裕美子	安芸郡海田町窪町1番23号 JR海田市駅NKビル2階
5	県(福山市保健所)	医 ※	医療法人JNF	藤田 慎平	福山市南蔵王町三丁目17番45号
6	県(福山市保健所)	歯 ※	医療法人社団縁誠会	甲斐 敬康	福山市芦田町大字下有地980番地2
7	県(福山市保健所)	医 ※	医療法人緑新会	時永 賢治	福山市新市町大字新市628番地2
8	広島市	医 ※	医療法人社団PRIMA	佐藤 亜美子	広島市中区大手町一丁目8番22号 本通WEST X 3階 301
9	広島市	医 ※	医療法人光る会	田路 浩正	広島市南区松原町5番1号 ビッグフロントひろしま4F
10	広島市	医 ※	医療法人社団優尽会 たなべ春日野クリニック	田邊 智之	広島市安佐南区山本新町二丁目18番9-8号 1階
11	広島市	医 ※	医療法人真路会	夜陣 真司	広島市安佐南区伴南一丁目5番18-8-202号
12	広島市	歯 ※	医療法人健穂会	宮村 健一	広島市東区牛田東二丁目12番36号
13	広島市	歯 ※	医療法人RS	中脇 貴俊	広島市西区観音本町一丁目16番21号

解 散					
No.	所管(保健所名)	区分	解散する医療法人名	理事長	主たる事務所の所在地
1	県(北部保健所)	医 ※	医療法人社団中村医院	中村 英典	三次市布野町上布野1485-1
2	県(東部保健所)	医 ※	医療法人社団難波外科医院	難波 賢	三原市古浜一丁目3番5号
3	県(東部保健所)	歯 ※	医療法人誠和会	田中 昭裕	尾道市因島三庄町1618番地の1
4	県(東部保健所)	医 ※	医療法人社団高原内科循環器科	高原 光弘	尾道市向島町5617番地の51
5	広島市	医 ※	医療法人宮崎クリニック	宮崎 裕子	広島市中区袋町5番34-303号
6	呉市	医 ※	医療法人あけび会	木岡 寛雅	呉市焼山中央二丁目5番7号

合 併					
No.	所管(保健所名)	区分	合併後の医療法人名	理事長	主たる事務所の所在地
1	広島市	医	医療法人社団一陽会	西澤 欣子	広島市佐伯区海老山町7番10号

※は一人医師医療法人…医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人

医療法人の設立認可等の状況

区分	総数	財団	社団	持分なし法人		経過措置型法人		参 考		
				うち基金 拠出 型法人	出資額 限度法 人	その他 持分あ り法人	社会医 療法人	一人医師 医療法人		
令和6年4月1日現在	総数	1,583	1	1,582	547	479	6	1,029	7	1,364
令和6年第1回 医療法人部会	設立	13	0	13	13	13	/		0	13
	合併	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	解散	6	0	6	1	1	0	5	0	6
令和6年8月31日見込	総数	1,589	1	1,588	558	491	6	1,024	7	1,371

※持分なし法人：解散時の残余財産を国等に帰属させることを定款に規定している医療法人

※基金拠出型法人：「持分なし法人」のうち、基金を拠出して設立された法人

※経過措置型法人：平成19年3月31日までに設立された出資持分のある法人

※出資額限度法人：「経過型法人」のうち、解散時の残余財産については、出資額を限度に出資者に返還する法人

※社会医療法人：地域で特に必要な医療（救急医療等確保事業）の提供を担い、所要の要件を充足して知事の認定を受けた医療法人

※一人医師医療法人：医師又は歯科医師が2名以下の医療法人